記

氏名　藤井　　洋

所属する土地家屋調査士会　大阪土地家屋調査士会

登録番号　大阪第2572号

事務所の所在地　大阪府堺市堺区楠町三丁１番８号

違反行為　私文書偽造

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成27年８月28日

関東地方整備局長　石川　雄一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨

本業務は、路上規制情報提供システムにおけるデータ改修を実施し、道路利用者に対して、適切かつリアルタイムな路上工事等の規制情報を提供している路上規制情報提供システムにおいて、利用者の改修要望対応や、システムの次世代対応、セキュリティの改善の実施を図るものである。

本システムは、工事契約や製造契約の開発時受注者（開発者）が、独自に管理保有している技術を基に製作されたものであり、開発者が有する著作者人格権や企業秘密（企業の技術的知識）等が多数使用されているシステムである。よって、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募条件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要なサブシステムを有している法人（以下、特定法人という。）との契約手続きに移行する。

なお、４．の応募条件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

２．業務概要

⑴　業務名　H27路上規制情報提供システム改修業務

⑵　業務内容

1)　路上規制情報提供システム改修

2)　路上規制情報提供システム用地図機能改修

3)　ＶＩＣＳモニタ機能

4)　路上工事メータ機能追加

5)　路上規制情報提供システム統合

6)　道路情報板及び交通量観測局追加作業

⑶　履行期間　契約の翌日～平成28年３月31日

３．業務目的

本業務は、路上規制情報提供システムにおけるデータ改修を実施し、道路利用者に対して、適切かつリアルタイムな路上工事等の規制情報を提供している路上規制情報提供システムにおいて、利用者の改修要望対応や、システムの次世代対応、セキュリティの改善の実施を図るものである。

４．応募要件

⑴　参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下の通りとする。

1)　基本的要件

①　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

②　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

③　平成25・26・27年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

④　関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤　参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

１．資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

㋐　親会社と子会社の関係にある場合

㋑　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

２．人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし㋑については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

㋐　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

㋑　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

2)　設備等に関する要件

サブシステムとして、以下の全てを有した設備を確保できること。

・路上規制情報提供システムのプログラムを改変した場合の稼働検証ができること。

3)　業務執行体制に関する要件

①　再委託の内容が、主たる部分でないこと。

②　業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

4)　業務実績に関する要件

下記に示される同種類似業務実績について、平成17年度以降に完了した業務において、１件以上の実績（再委託による業務の実績は含まない）を有していなければならない。

・同種業務：道路情報に関するシステム開発、改良または改修を行った業務の実績。

・類似業務：情報処理に関するシステム開発、改良または改修を行った業務の実績。

5)　配置予定技術者の要件

配置予定技術者（管理技術者）については、下記のいずれかの資格を有すること。

①　技術士（総合技術監理部門、情報工学部門、建設部門、電気電子部門）

②　情報処理技術者（応用情報技術者）旧資格の同等レベルも含む。

配置予定技術者（管理技術者）については、下記に示される同種業務について、平成17年度以降に完了した業務において、１件以上の実績（再委託による業務の実績は含まない）を有すること。

・同種業務：道路情報に関するシステム開発、改良または改修を行った業務の実績。

・類似業務：情報処理に関するシステム開発、改良または改修を行った業務の実績。

５．手続等

⑴　担当部局

〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１（さいたま新都心合同庁舎２号館18階）　関東地方整備局　道路部　交通対策課　交通対策係　松本　電話048―600―1346　ファクシミリ048―600―1388

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙面での交付を行う。ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め⑴の担当まで事前連絡を行うこと。電子データでの交付を希望する者には、記録媒体（ＣＤ―Ｒ等）を上記⑴に持参又は郵送（着払い・交付希望者の負担）することにより電子データを交付するので、上記⑴にその旨連絡すること。

交付期間：平成27年８月28日（金）から平成27年９月４日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日９時15分から18時00分まで。

交付場所：上記⑴に同じ

⑶　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成27年９月７日（月）18時00分　上記⑴に同じ。持参、郵送（書留郵便等記録が残るもの）または電送（着信を確認すること）すること。

６．その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口

５⑴に同じ。

⑶　当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成27年９月29日（火）18時00分

⑷　国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない者も５⑶により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑸　詳細は説明書による。